

岩手県告示第656号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年9月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
有限会社 麻侑彩	奥州市江刺区愛宕字前中野100番地9	スマイル桜木デイサービスホーム	奥州市江刺区愛宕字前中野88番地12	奥州市江刺区愛宕字前中野88番地1	平成25年5月1日

2 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
医療法人仁泉会	青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地81	グループホームたろう	宮古市田老字館が森52番地	宮古市崎楯ヶ崎第9地割39番地1	平成25年3月27日

3 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
医療法人仁泉会	青森県八戸市大字河原木字八太郎山10番地81	グループホームたろう	宮古市田老字館が森52番地	宮古市崎楯ヶ崎第9地割39番地1	平成25年3月27日